

令和2年3月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度3月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第61号 農業振興地域整備計画変更審議について (2件)
議案第62号 農地法第3条許可申請書審議について (9件)
議案第63号 農地法第4条許可申請書審議について (1件)
議案第64号 農地法第5条許可申請書審議について (8件)
議案第65号 農用地利用集積計画審議について (171件)
議案第66号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について

〈 出席委員 〉 (19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治 |
| 19番 今屋 政市 | | |

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 22番 東峯 満 | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧間 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 | |

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

- 29番 檜物 茂広

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 東 浩文 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度3月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が13名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、15番「山口 義廣」委員と、16番「奥 和俊」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、議案第61号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1と番号2の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査委員の報告をお願いします。
9番 議案第61号の番号1について報告いたします。
令和2年3月19日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
- 14番 議案第61号の番号2について報告いたします。
令和2年3月19日、私と伊集院地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第61号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり

変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第61号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第3、議案第62号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁から5頁をご覧ください。9件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,123㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,427㎡、作物は果樹です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,319㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,037㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,693㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は452㎡、作物は野菜です。

番号7と番号8の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,507㎡、作物は甘藷です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,605㎡、作物は野菜です。

以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第62号の番号1について報告いたします。

令和2年3月18日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第62号の番号2について報告いたします。

令和2年3月18日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第62号の番号3について報告いたします。

令和2年3月22日、私と副の馬場五男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第62号の番号4について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第62号の番号5について報告いたします。

令和2年3月20日、私と副の久木田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第62号の番号6について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第62号の番号7と番号8は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和2年3月22日、私と副の濱村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第62号の番号9について報告いたします。

令和2年3月20日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第6 2号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6 2号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第6 3号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、駐車場です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

4番 議案第6 3号の番号1について報告いたします。

令和2年3月18日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第6 3号農地法第4条許可申請書審議の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6 3号農地法第4条許可申請書審議の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第6 4号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、貸資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、道路、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

番号6から番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号4は、転用済みのため、始末書が付いています。

また、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、番号7は、来客用駐車場及び倉庫を建築するため、番号8は、住宅建築後の残地を家庭菜園として有効活用するため、今回の申請面積となったものです。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

8番 議案第64号の番号1について報告いたします。

令和2年3月20日、私と副の山下委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第64号の番号2について報告いたします。

令和2年3月20日、私と副の山下委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第64号の番号3について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、伊集院インターチェンジから約280mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第64号の番号4について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、伊集院インターチェンジから約280mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第64号の番号5について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、伊集院インターチェンジから約280mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第64号の番号6について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第64号の番号7について報告いたします。

令和2年3月19日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第64号の番号8について報告いたします。

令和2年3月20日、私と副の楠委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第64号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第64号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第65号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 重水委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号1から番号3です。貸借です。

面積について、田は2,614㎡、畑はなし、計2,614㎡、うち再設定面積は2,614㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の重水委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の重水委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、日高委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号4です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は4,914㎡、計4,914㎡、うち再設定面積は4,914㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の日高委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の日高委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

日高委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 次に、東峯委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁から28頁の番号5から番号13です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は22, 261㎡、計22, 261㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は9件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着席]

会長 次に、松崎秀樹委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 28頁の番号14から番号17です。貸借です。

面積について、田は3, 593㎡、畑はなし、計3, 593㎡、うち再設定面積は3, 593㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は4件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の松崎秀樹委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の松崎秀樹委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

松崎秀樹委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号90です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は439㎡、計439㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 次に、濱村委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号113です。貸借です。

これにつきましては、濱村委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は577㎡、計577㎡、うち再設定面積は577㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の濱村委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

濱村委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、池畑委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号114、番号115です。貸借です。
面積について、田は2,318㎡、畑はなし、計2,318㎡、うち再設定面積は2,318㎡、
利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し
ていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の池畑委員関係の案件について、計
画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の池畑委員関係の案件について、計画案
どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。
池畑委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]
会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の25頁です。
面積について、田はなし、畑は1,094㎡、計1,094㎡、利用権設定件数は1件です。
次に、貸借について説明いたします。資料の26頁から49頁です。
面積について、田は42,580㎡、畑69,246㎡、計111,826㎡、うち再設定面積は
65,573㎡、利用権設定件数は114件、うち再設定件数は67件です。
その他、農地中間管理機構分について説明いたします。
資料の50頁から56頁です。
面積について、田は3,217㎡、畑は25,594㎡、計28,811㎡、利用権設定件数は
35件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し
ていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第65号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定
することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第65号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しま
したので、市長へその旨答申します。
次に、日程第7、議案第66号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の57頁をご覧ください。
農地法第3条の許可申請を審議する際には、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利
取得後の経営面積が一定未満の場合には原則不許可となっております。
その面積について、農地法では、北海道で2ヘクタール、都府県で50アールと定められていると
ころですが、農業委員会で基準に従い、市町村の区域について、これらの面積の範囲内で別段の面積

を別に定めることもできとなっております。

本市では、平成29年度4月総会で承認され、平成29年5月1日から下限面積の別段面積を農用地区域内農地は20アール、農用地区域外農地は1アールとして適用しているところです。

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないので、変更しないものとして提案するものでございます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第66号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について提案どおり設定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第66号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について提案どおり設定することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願ひします。

2番 令和元年度3月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

15番 (印)

16番 (印)